

平成２９年度第１回 広島県道路メンテナンス会議

日時：平成２９年 ８月９日（水）

１３：００～１５：００

場所：広島国道事務所 ５階大会議室

議 事 次 第（案）

１．開 会

２．挨 拶

３．議 事

- （１）規約改正
- （２）道路メンテナンス会議年間スケジュール
- （３）平成２８年度の点検結果
- （４）平成２９年度以降の点検計画
- （５）好事例の共有
- （６）平成２８年度の取り組み状況と平成２９年度の取り組み
- （７）その他

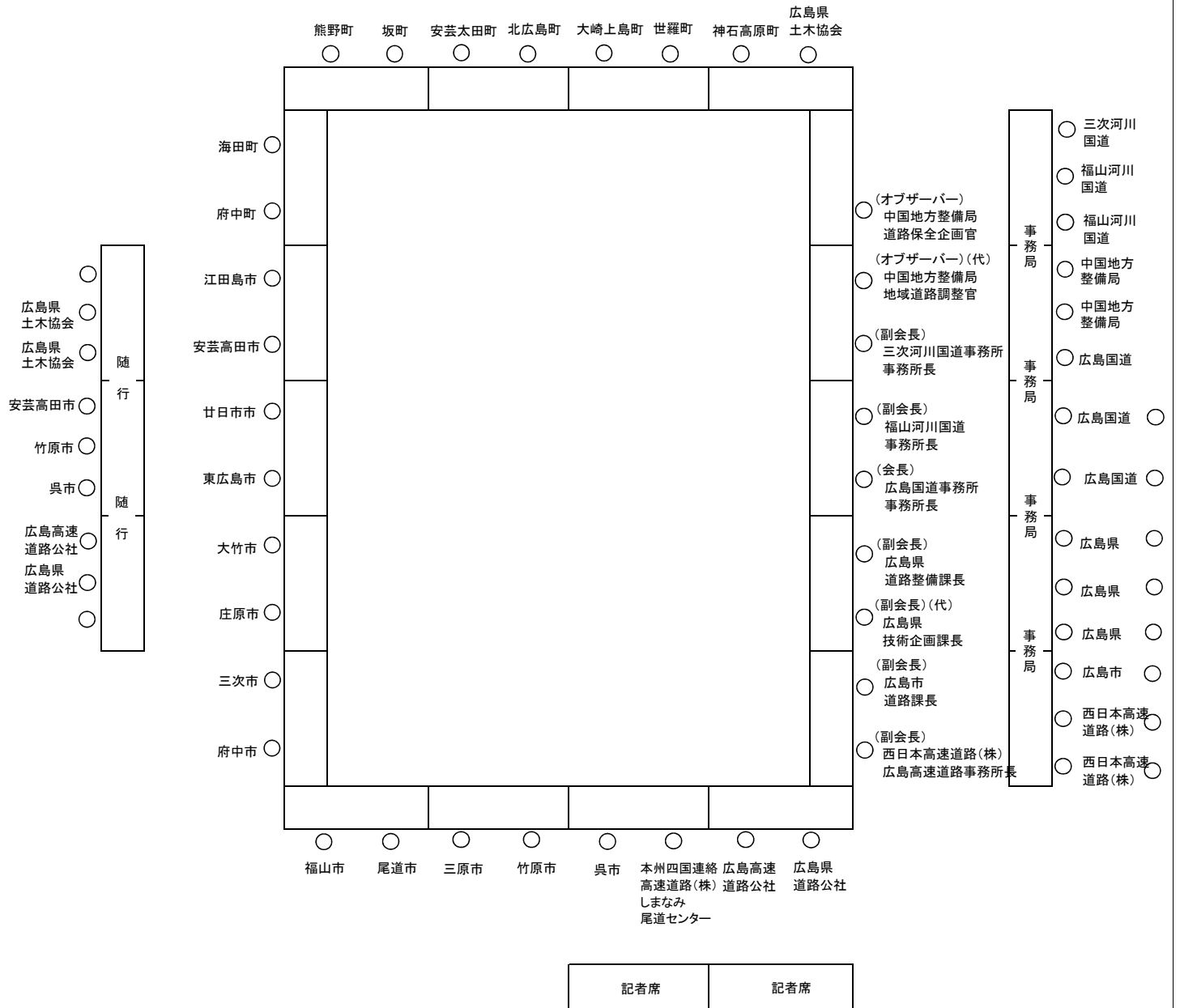
４．連絡調整

５．閉 会

平成29年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役職	氏名	代理出席者	
				役職	氏名
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長	植田 雅俊		
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長	堀江 豊		
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	道中 貢		
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長	吉田 晋司		
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長	石井 和夫	参事	伊達 雅弘
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長	佐々木 尚行		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長	野田 主馬		
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長	三好 博		
	広島高速道路公社	総務部長	森永 勝	保全課長	秋本 隆彦
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	所長	大川 宗男		
	呉市	土木部長	田口 康典	副部長	赤瀬 正敬
	竹原市	建設部長	有本 圭司	建設課長	大田 哲也
	三原市	建設部長	武田 吉充		
	尾道市	建設部長	山根 広史	維持修繕課長	元谷 智晴
	福山市建設局	土木部長	小川 政彦	道路企画担当課長	児玉 信治
	府中市	建設産業部長	若井 紳壮	整備保全課長	河毛 茂利
	三次市	建設部長	坂本 高宏	係長	日高 孝春
	庄原市	環境建設部長	山田 明	建設課長	石原 博行
	大竹市	建設部長	坪浦 伸泰		
	東広島市	建設部長	市川 宏行		
	廿日市市	建設部長	河崎 勝也		
	安芸高田市	建設部長	伊藤 良治	次長	百合野 博司
	江田島市	土木建築部長	木村 成弘	建設課長補佐	平岡 芳秋
	府中町	建設部長	梶川 幸正		
	海田町	建設部長	久保田 誠司	建設課長補佐	矢熊健治
	熊野町	建設部長	沖田 浩		
	坂町	技監(兼)建設部長	福代 智之	産業建設課長	西谷 伸弘
	安芸太田町	建設課長	田中 啓二		
	北広島町	建設課長	砂田 寿紀		
	大崎上島町	建設課長	藤原 通伸		
	世羅町	建設課長	沖 文博		
	神石高原町	建設課長	国重 修示		
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長	大和 申明		
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官	田中 敏彦	地域道路課長	安野 聡
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官	高木 繁		
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官	福永 孝敏		
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課				
	広島県土木建築局道路整備課				
	広島市道路交通局道路部道路課				
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課				

平成29年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 配席表



入り口

広島県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「広島県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、広島県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、広島県内における高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長6名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長、広島県土木建築局道路整備課長、広島県土木建築局技術企画課長、広島市道路交通局道路部道路課長及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。

- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課、広島県土木建築局道路整備課、広島市道路交通局道路部道路課及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年6月30日から施行する。

平成27年6月12日 改正

平成28年7月26日 改正

平成29年8月 9日 改正

広島県道路メンテナンス会議構成員名簿

別表1

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長
	広島高速道路公社	総務部参事長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	所長
	呉市	土木部長
	竹原市	建設部長
	三原市	建設部長
	尾道市	建設部長
	福山市建設局	土木部長
	府中市	建設産業部長
	三次市	建設部長
	庄原市	環境建設部長
	大竹市	建設部長
	東広島市	建設部長
	廿日市市	建設部長
	安芸高田市	建設部長
	江田島市	土木建築部長
	府中町	建設部長
	海田町	建設部長
	熊野町	建設部長
	坂町	技監(兼)建設部長
	安芸太田町	建設課長
	北広島町	建設課長
	大崎上島町	建設課長
	世羅町	建設課長
	神石高原町	建設課長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議幹事会構成員名簿

別表2

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	広島県土木建築局道路整備課	参事
副幹事長	広島県土木建築局技術企画課	参事
副幹事長	広島市道路交通局道路部道路課	橋りょう保全対策係長
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	副所長
	広島県道路公社道路部維持管理課	維持係長
	広島高速道路公社総務部保全課	課長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	副所長
	呉市土木部土木維持課	課長
	竹原市建設部建設課	課長
	三原市建設部土木管理課	課長
	尾道市建設部維持修繕課	課長
	福山市建設局土木部道路整備課	課長
	府中市建設産業部整備保全課	課長
	三次市建設部土木課	課長
	庄原市環境建設部建設課	課長
	大竹市建設部土木課	課長
	東広島市建設部維持課	建設部次長(兼)課長
	廿日市市建設部維持管理課	課長
	安芸高田市建設部すぐやる課	課長
	江田島市土木建築部建設課	課長
	府中町建設部都市整備課	課長
	海田町建設部建設課	課長
	熊野町建設部建設課	建設部次長(兼)課長
	坂町建設部産業建設課	課長
	安芸太田町建設課	課長補佐
	北広島町建設課	課長補佐
	大崎上島町建設課	土木耕地係長
	世羅町建設課	管理係長
	神石高原町建設課	課長補佐
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

道路メンテナンス会議年間スケジュール

資料②



国土交通省

中国地方整備局 道路部

--- 【平成29年度】 ---

定期点検対象施設リスト 確定版 更新作業

- ・平成28年度 点検実施(診断)及び修繕実施の確定
- ・平成29年度 点検及び修繕計画の確定

6～7月

跨道橋連絡会議

第1回 道路メンテナンス会議

- ・H28年度の点検結果
- ・H29年度の点検実施
- ・好事例の共有 など

メンテ会議へ報告

夏頃

メンテナンス年報の公表

〇月

道路鉄道連絡会議

定期点検対象施設リスト 見込版 更新作業

- ・平成29年度 点検及び修繕の見込

1～2月

第2回 道路メンテナンス会議

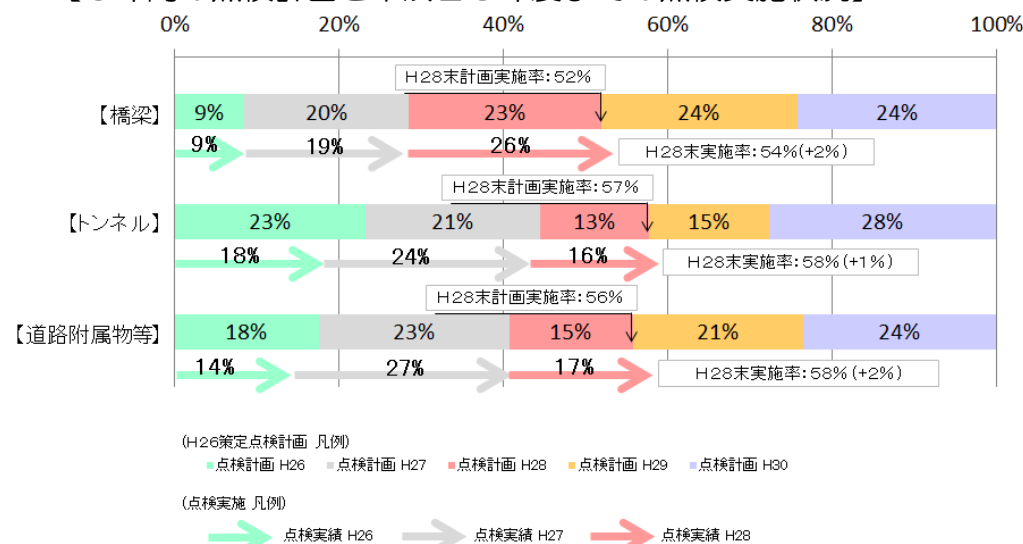
- ・H29年度の点検見込、修繕実施状況
- ・H30年度の点検計画
- ・好事例の共有
- ・直轄診断箇所の推薦 など

メンテ会議へ報告

中国地整管内の点検実施状況(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ。道路管理者は。全ての橋梁・トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。
- 平成28年度までの点検実施率は、橋梁 約54%、トンネル 約58%、道路附属物等 約58%
- 平成28年度末の点検実施率は、計画実施率(H26)を上回っている。

【5年間の点検計画と平成28年度までの点検実施状況】



※管理施設数①は、H29、3末 現在
 ※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	4,969	2,575	2,529	51%
高速道路会社	2,255	1,587	1,470	65%
地方公共団体	87,869	44,738	47,112	54%
合計	95,093	48,900	51,111	54%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	251	155	158	63%
高速道路会社	311	232	278	89%
地方公共団体	853	406	379	44%
合計	1,415	793	815	58%

【道路附属物等】

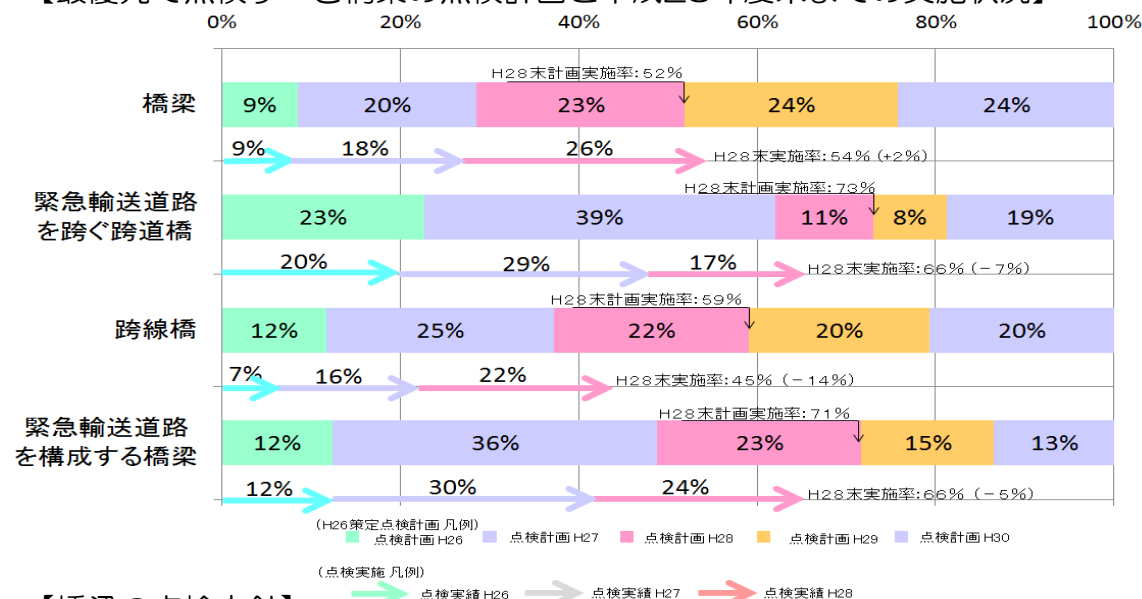
管理者	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	950	409	322	34%
高速道路会社	608	471	497	82%
地方公共団体	1,259	685	823	65%
合計	2,817	1,565	1,642	58%

※管理施設数①は、H29、3末 現在
 ※点検計画数②は、H26年度点検計画策定時の点検計画数
 ※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

中国地整管内の点検実施状況(全体)

- 最優先で点検すべき橋梁の平成28年度までの点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約66%、跨線橋 約45%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約66%であり、跨線橋の点検が遅れている状況。
- 跨線橋の点検については、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなど課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認書により確認しており、平成29年度には平成28年度の1.4倍の点検を実施予定。

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況】



	管理施設数 ①	H26~H28 点検計画数 ②	H26~H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④=③/①
橋梁	95,093	48,900	51,111	54%
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	1,480	1,002	982	66%
跨線橋	804	494	365	45%
緊急輸送道路 を構成する橋梁	15,037	10,772	10,005	67%

※管理施設数①は、H29. 4. 1 現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【橋梁の点検方針】

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

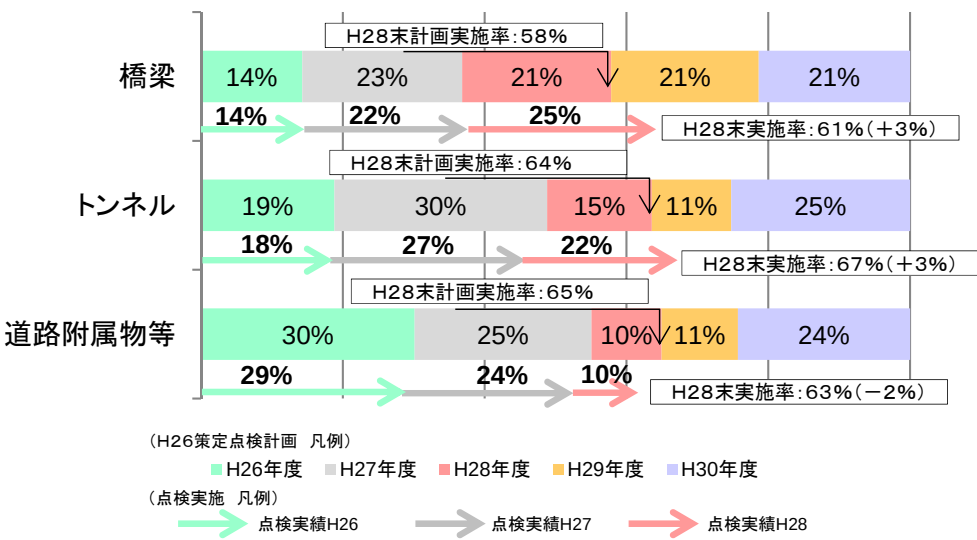
- ・ 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・ 跨線橋
- ・ 緊急輸送道路を構成する橋梁

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。

○平成28年度までの点検実施率は、橋梁約61%、トンネル約67%、道路附属物等約63%

○平成28年度末の点検実施率は、橋梁、トンネルについて計画実施率を上回っている。

【5年間の点検計画と平成28年度末までの点検実施状況】



道路施設	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④＝③/①
橋梁	23,375	13,368	14,217	61%
トンネル	428	267	287	67%
道路附属物等	868	578	550	63%

※管理施設数①はH29、3月末現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④＝③/①
国土交通省	991	521	515	52%
高速道路会社	758	541	508	67%
地方公共団体	21,626	12,306	13,188	61%
合計	23,375	13,368	14,211	61%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④＝③/①
国土交通省	90	72	72	80%
高速道路会社	99	78	95	96%
地方公共団体	239	117	120	50%
合計	428	267	287	67%

【道路附属物等】

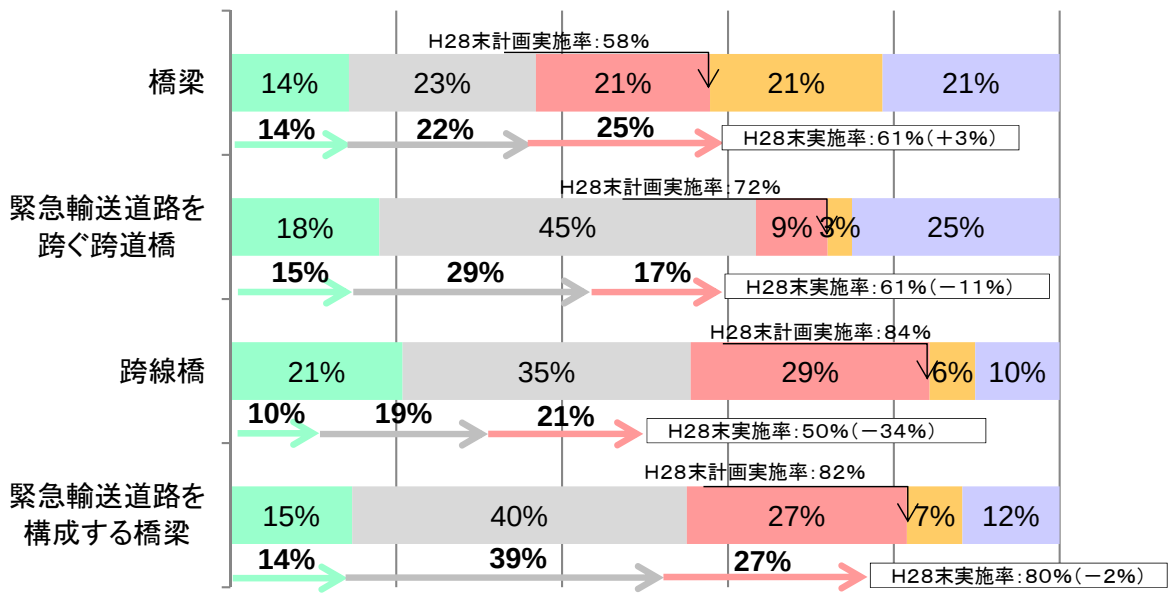
管理者	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④＝③/①
国土交通省	285	112	87	31%
高速道路会社	210	165	164	78%
地方公共団体	373	301	299	80%
合計	868	578	550	63%

※管理施設数①はH29、3月末現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

広島県内の点検実施状況（橋梁）

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率（H28年度まで）は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約61%、跨線橋約50%、緊急輸送道路を構成する橋梁約80%であり、跨線橋の点検が遅れている状況
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、平成29年度は平成28年度の1.5倍近くを点検予定

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成28年度末までの実施状況】



	管理施設数 ①	H26～H28 点検計画数 ②	H26～H28 点検実施数 ③	H28年度末 点検実施率 ④＝③/①
橋梁	23,375	13,362	14,211	61%
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	641	417	392	61%
跨線橋	214	199	107	50%
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3,644	2,935	2,918	80%

※管理施設数①はH29.3月末現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

(H26策定点検計画 凡例)

■ H26年度 ■ H27年度 ■ H28年度 ■ H29年度 ■ H30年度

(点検実施 凡例)

→ 点検実績H26 → 点検実績H27 → 点検実績H28

○ 広島県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置すべき状態）0橋（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は493橋（8.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は2,421橋（41.2%）

<平成28年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	9 1 1	2 2 7	1 5 8	6 0	9	0
高速道路会社	7 5 5	2 4	7	1 0	7	0
広島県	4, 1 8 9	9 8 6	4 5 7	4 2 1	1 0 8	0
市区町村	1 7,4 3 7	4,6 3 8	2, 3 3 9	1, 9 3 0	3 6 9	0
合計	2 3,3 7 5	5,8 7 5	2,9 6 1	2,4 2 1	4 9 3	0

※ 点検実施数はH29.3月末時点

広島県のH28点検結果(トンネル)

○ 広島県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は45箇所（48.9%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は45箇所（48.9%）

<平成28年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	9 0	1 7	0	1 6	1	0
高速道路会社	9 9	1 7	0	0	1 7	0
広島県	1 5 4	5 4	2	2 8	2 4	0
市区町村	8 5	4	0	1	3	0
合計	4 2 8	9 2	2	4 5	4 5	0

※ 点検実施数はH29.3月末時点

広島県のH28点検結果(道路付属物等)

○ 広島県の道路付属物の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は13箇所（16.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は35箇所（43.2%）

<平成28年度管理者別点検結果(道路付属物)>

管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	2 8 5	3 9	2 4	1 3	2	0
高速道路会社	2 1 0	6	0	6	0	0
広島県	1 2 7	2 8	5	1 3	1 0	0
市区町村	2 4 6	8	4	3	1	0
合計	8 6 8	8 1	3 3	3 5	1 3	0

※ 点検実施数はH29.3月末時点

H28年度道路橋 診断結果

平成29年3月31日時点

道路管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28年度 点検実施数	I	II	III	IV
国土交通省(広島)	991	227	158	60	9	
西日本高速道路(株)	723	16	5	7	4	
本州四国連絡高速道路(株)	35	8	2	3	3	
広島県	4,177	985	456	421	108	
広島県道路公社	12	1	1			
広島市	3,026	1,011	361	570	80	
広島高速道路公社	120	50		46	4	
呉市	989	266	126	114	26	
竹原市	320	134	59	56	19	
三原市	1,043	221	112	94	15	
尾道市	798	235	124	97	14	
福山市	3,100	791	573	177	41	
府中市	350	132	50	64	18	
三次市	1,315	289	186	92	11	
庄原市	1,272	340	124	214	2	
大竹市	151	34	9	20	5	
東広島市	1,428	309	244	50	15	
廿日市市	447	76	23	41	12	
安芸高田市	610	196	123	62	11	
江田島市	262	0				
府中町	48	18	5	9	4	
海田町	80	0				
熊野町	120	13	12		1	
坂町	64	57	20	33	4	
安芸太田町	321	90	44	37	9	
北広島町	657	110	12	56	42	
大崎上島町	103	96	51	37	8	
世羅町	393	38	19	19		
神石高原町	420	132	62	42	28	
広島県内合計	23,375	5,875	2,961	2,421	493	0

H28年度道路トンネル 診断結果

平成29年3月31日時点

道路管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28年度 点検実施数	I	II	III	IV
国土交通省(広島)	90	17		16	1	
高速道路会社管理分	99	17			17	
広島県	153	54	2	28	24	
広島県道路公社	1	0				
広島市	24	0				
広島高速道路公社	5	0				
呉市	14	0				
三原市	1	1			1	
尾道市	5	0				
福山市	1	0				
三次市	1	0				
庄原市	5	0				
大竹市	1	0				
東広島市	2	2			2	
廿日市市	7	0				
安芸高田市	2	0				
江田島市	3	0				
坂町	1	0				
安芸太田町	5	1		1		
北広島町	1	0				
大崎上島町	2	0				
世羅町	2	0				
神石高原町	3	0				
広島県内合計	428	92	2	45	45	0

H28年度道路付属物等 診断結果

平成29年3月31日時点

道路管理者	管理施設数 (H29.4.1現在)	H28年度 点検実施数	I	II	III	IV
国土交通省(広島)	285	39	24	13	2	
高速道路会社管理分	210	6		6		
広島県	124	28	5	13	10	
広島県道路公社	3	0				
広島市	145	2	1	1		
広島高速道路公社	25	0				
呉市	17	4	3	1		
尾道市	4	0				
福山市	32	0				
府中市	2	1			1	
三次市	2	1		1		
大竹市	1	0				
東広島市	4	0				
廿日市市	12	0				
海田町	1	0				
北広島町	1	0				
広島県内合計	868	81	33	35	13	0

＜判定区分Ⅳのリスト＞

[illegible]

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
判定区分Ⅳ該当施設なし				

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
判定区分Ⅳ該当施設なし				

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

＜各構造物の平成29年度以降の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H29.3.31現在)	H26～H28点 検計画数 (A)	H26～27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H26～H28 点検実施数 (D) = (B+C)	H29点検 予定数	H30点検 予定数
橋梁	23,375	13,368	8,371	5,875	(61%) 14,246	(80%) 4,387	(100%) 4,751
トンネル	428	267	195	92	(67%) 287	(79%) 52	(100%) 111
道路附属物等	868	578	469	81	(63%) 550	(81%) 154	(100%) 192

・H29、H30点検計画数は、今後見直しすることがある

・表中の()書きは、当該年度までの累計点検実施率。パーセント表示は四捨五入で表示。

広島県のH29以降の点検計画(最優先で点検すべき橋梁)

＜最優先で点検すべき橋梁の平成29年度以降の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H29.3.31現在)	H26～H28 点検計画数 (A)	H26～H27 点検実施数 (B)	H28 点検実施数 (C)	H26～H28 点検実施数 (D) = (B+C)	H29点検 予定数	H30点検 予定数
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	6 4 1	4 1 7	2 8 0	1 1 2	(6 1 %) 3 9 2	(6 8 %) 4 3	(1 0 0 %) 2 1 2
跨線橋	2 1 4	1 9 9	6 2	4 5	(5 0 %) 1 0 7	(8 2 %) 6 8	(1 0 0 %) 3 3
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3, 6 4 7	2, 9 3 5	1, 9 4 2	9 7 6	(8 0 %) 2, 9 1 8	(8 9 %) 3 5 1	(1 0 0 %) 4 0 5

・H29、H30点検計画数は、今後見直しすることがある

・表中の()書きは、当該年度までの累計点検実施率。パーセント表示は四捨五入で表示。

国民へのメンテナンスの理念の普及等を図るため、インフラメンテナンス大賞を実施します。
日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く世の中に紹介します。

インフラメンテナンス大賞の概要

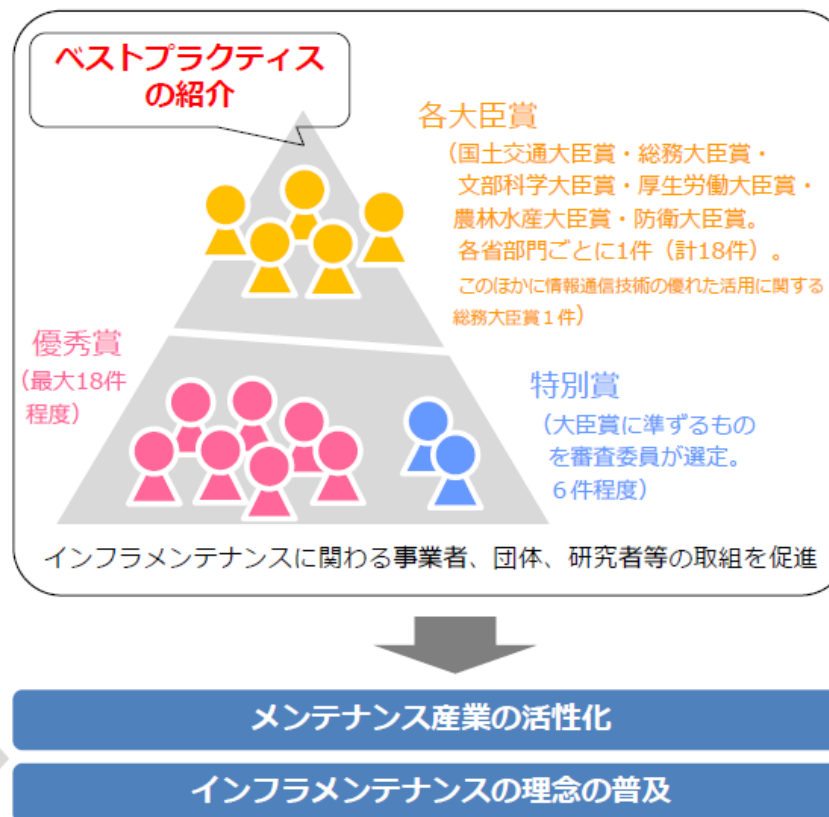
1	主催者	国土交通省・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・防衛省
2	表彰時期	毎年開催
3	表彰対象	インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア) メンテナンス実施現場における工夫部門 イ) メンテナンスを支える活動部門 ウ) 技術開発部門
4	審査方法	有識者による選考委員会にて審査・選出
5	表彰の種類	国土交通他 5 大臣賞／特別賞／優秀賞
6	事務局	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 国土交通省大臣官房公共事業調査室

第1回スケジュール



閣議決定文書への記載

・日本再興戦略（改訂2015）：戦略市場創造プラン『安全・便利で経済的な次世代インフラの構築』
インフラメンテナンス産業の育成・活性化を図るため、（中略）ベストプラクティスを表彰し理念を普及するインフラメンテナンス大賞（仮称）を創設する



国土交通大臣賞

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
案件名 しゅうニャン橋守隊 (CATS-B) による猫の手メンテナンス活動
代表団体名 しゅうニャン橋守隊

(概要)

しゅうニャン橋守隊 (CATS-B : Civilian Activity Team in Shunan for Bridges) は、地方のインフラメンテナンスに危機感を抱いた有志の声掛けから始まった産官学民の幅広いメンバーで構成される任意団体である。
当団体は、その名の通り猫のように気ままに不定期に集い、インフラに関する簡単な座学と市内の身近な橋梁の清掃や簡易点検を行うことを主な活動内容としており、道路施設の重要性や現状を広報しながら、日常生活の延長上で実施できるメンテナンスを体験型ボランティア活動として住民に提供している。

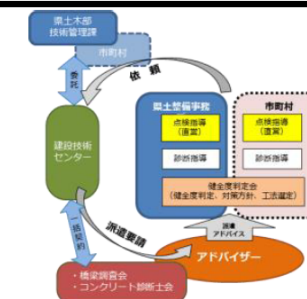


優秀賞 [国交省案件]

応募部門 ア メンテナンス実施現場における工夫部門
案件名 道路橋及びコンクリート構造物の点検・診断等アドバイザー制度
代表団体名 島根県

(概要)

県や市町村が管理する道路橋やコンクリート構造物の点検に関し、職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在しており、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定などにおいて、専門家を招へいする仕組み（技術支援）がないことから、アドバイザー制度を創設した。



特別賞 [文科省案件]

応募部門 イ メンテナンスを支える活動部門
案件名 健全なインフラメンテナンスをリードする技術者の育成事業 (ME養成及び道守養成)
代表団体名 国立大学法人山口大学 他

楽しく活動(清掃・点検)することでインフラメンテナンスの理解促進・裾野拡大



簡単な活動で
延命化



活動の効果・意義を
座学で理解



子どもたちによる
排水装置の清掃

土木を身近に感じる子どもたち



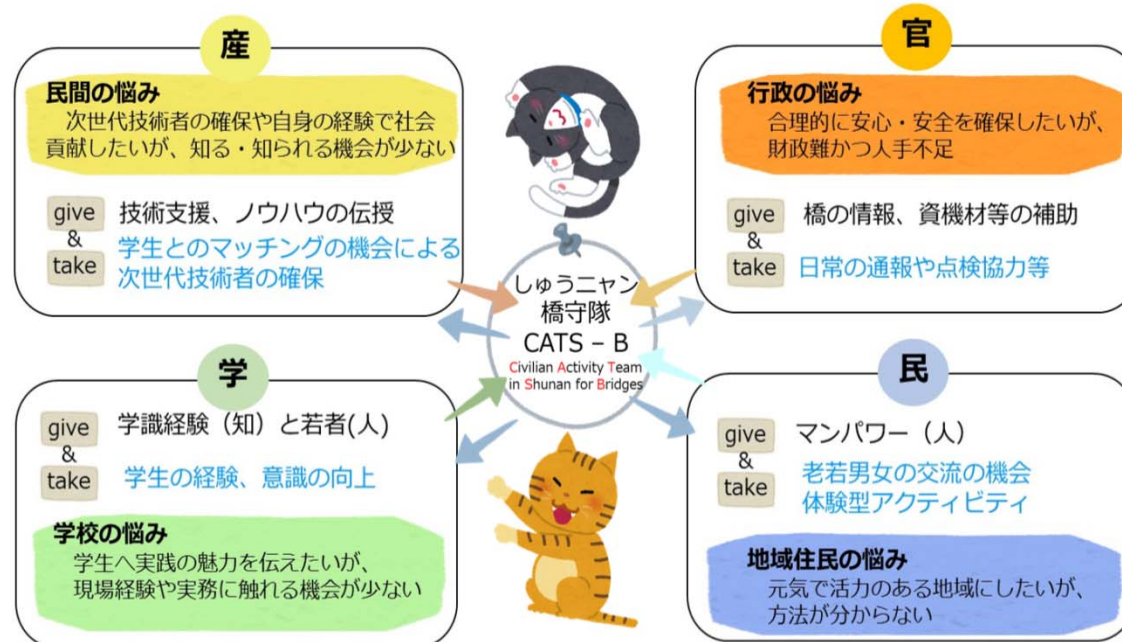
技術者と小学生



アーチ橋に感動

【活動コンセプト】

産・官・学・民の **得意** を持ち寄り **苦手** を補う



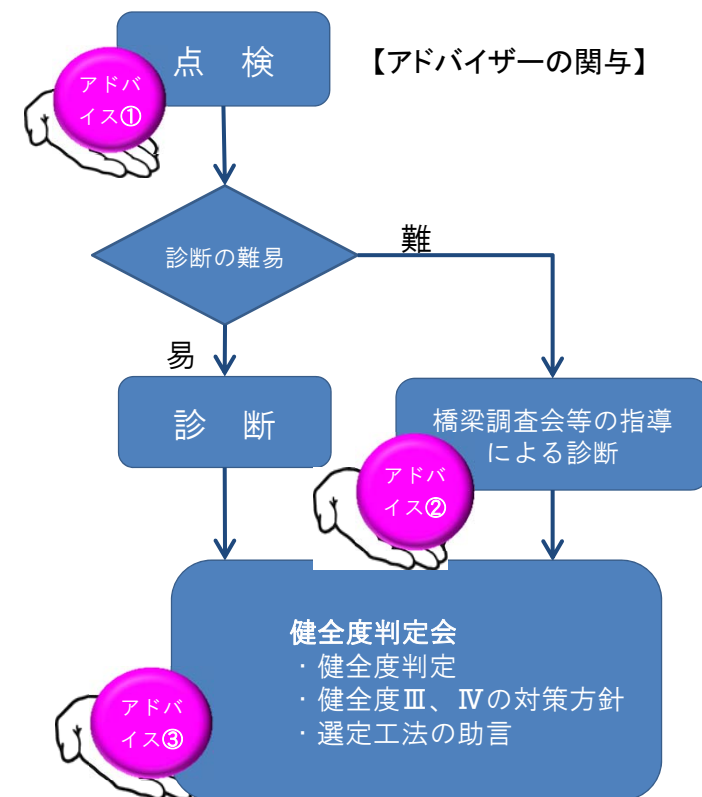
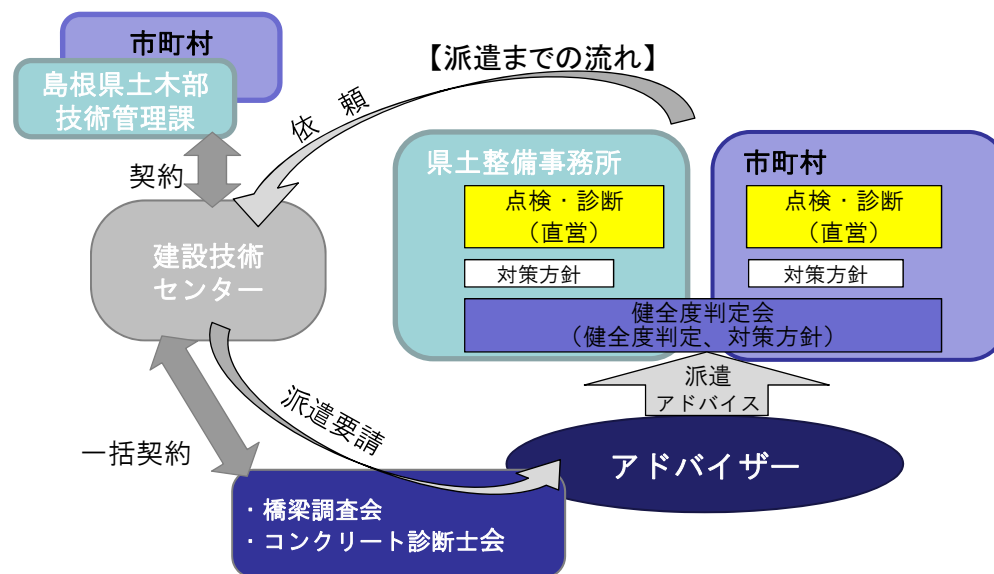
【清掃活動実績】 (H28.12末現在)

- 活動橋梁数 24橋
- 参加者実績 のべ 220人
- 参加者年齢構成 2歳～69歳



●経緯

- ・県では公共土木施設長寿命化計画の策定を終え、これから本格的なメンテナンスサイクル推進体制の確立が急務
- ・県のみならず市町村においても点検に要する費用をなるべく節約し、また職員の維持管理に係る技術力の向上を図るため、直営点検を円滑に実施する体制の整備が必要
- ・しかしながら、現時点では職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在
- ・また、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定会において、専門家を招へいする仕組み（技術支援）がない
- ・こうしたことから、アドバイザー制度を確立し、県土、市町村とも必要に応じて円滑にアドバイザーが派遣される制度を創設



アドバイス①：点検実地指導

（点検方法、ポイントの伝授）

アドバイス②：診断の難しい箇所の診断指導

アドバイス③：健全度判定に対する助言、Ⅲ、Ⅳの対策方針助言（修繕方法、詳細調査の有無）、修繕等設計業務の選定工法の助言



名称	開催日	参加者	主催
市町道路施設アセットマネジメントシステム等説明会	9月12日	自治体 26名	広島県 (一社)広島県土木協会
橋梁点検講習会	9月27日	自治体 37名	広島県
トンネル点検講習会	10月28日	国、自治体 30名	広島国道事務所
橋梁点検講習会	11月2日	国、自治体 28名	広島国道事務所
橋梁点検講習会	1月19日	自治体 26名	広島市



トンネル点検講習会 座学状況



トンネル点検講習会 現場実習状況



橋梁点検講習会 現場実習状況

H28年度と同様に、自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上のため、研修、講習会等を実施予定。

①道路構造物管理実務者研修 〈4～5日間、中国技術事務所〉

対 象：自治体職員及び直轄職員

予定人数：100名程度(うち自治体職員70名程度)

時 期：①橋梁Ⅰ H29.5.29～6.2 25名程度
橋梁Ⅰ H29.8.21～8.25 25名程度
橋梁Ⅱ H29.11.27～12.1 15名程度
②トンネル H29.7.18～7.21 10名程度

目 的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。



②その他点検講習会等

対 象：自治体職員及び直轄職員

予定人数：1会場30名程度

時 期：①橋梁点検講習会 H29.10.18

②トンネル点検講習会 H29.11.1

目 的：管理者又は発注者として必要な知識の習得を目的として、橋梁・トンネル点検要領に係る講義及び現場実習を行う。



現場実習

活動

11

インフラの老朽化を実感し、未来を考える！

学生を対象に老朽化の現場見学会を実施



- 中国地方整備局と広島大学は、広島県道路メンテナンス会議の活動の一環として、社会資本の老朽化対策への理解を深めてもらうため、学生を対象とした現場見学会を共同開催
- 現場見学会では、学生がハンマーを手にコンクリートの損傷部の音の違い確認したり、対策工法を学ぶ
- 中国地方整備局では、撤去した橋梁の一部を保管しておき、見学会で教材として有効活用

参加した大学生の声

- 講義だけでは実感しにくいことを実際に経験を通して学ぶことができ、良かった。
- 普段は橋梁を見る機会があまりなく、今回は実際に維持管理している生の橋梁が見られて勉強になりました。



道路に関する主な技術基準の制定状況

※代表的なものを記載

資料⑦

 : 平成28年度に通知された点検要領

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準(改定中)	5年に一度近接目視 定期点検要領
トンネル	道路トンネル技術基準 道路トンネル非常用施設設置基準(改定中)	5年に一度近接目視 定期点検要領
舗装	舗装の構造に関する技術基準	点検要領 H28.10 舗装点検要領 H29. 3 舗装点検要領(直轄版)
土工	道路土工構造物技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート) 点検要領(作成中) (切土・盛土・擁壁)
附属物等	道路標識設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板)
	道路照明施設設置基準	点検要領 (門型以外の標識・照明) H29.3 小規模附属物点検要領
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領(横断歩道橋)
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)